主 文 原判決を破毀し本件を秋田地方裁判所に差戻す。 理 由

本件上告理由は別紙上告理由書記載の通りである。

〈要旨〉しかしながら立木(立木法の適用を受けざるもの)につき所有権を取得せる者は、たとえその所有權の存在を〈/要旨〉明認し得る公示方法を缺いた場合と雖も、既に引渡をうけこれを伐採により土地と分離して薪等の動産としたる以上は、その動産に對する所有權を取得し、未だ不動産であつた立木時代にこれが公示方法の欠缺を主張するにつき正常の利益を有した者に對しては格別、その他の第三者に對しては動産所有權の取得を以て對抗し得るものと解するのを相當とする。従つて原判決は前示説明に照し法律の解釋を誤りたる違法あるものであるがら、此の點で、以下、本名論旨は理由がある。しかして本件につきては被上告人が立木についての明認方法の欠缺を主張するにつき正當の利益を有した者なりや否や、なお審理の要あること勿論であるから、これを原審に差戻すべきものとする。

よつて爾餘の上告理由に對する判断を省略し民事訴訟法第四百七條第一項に則り 主文の通りの判決をする。

(裁判長判事 箕田正一 判事 藤江忠二郎 判事 大野璋五 判事 柳川昌勝 判事 多田威美)